

① 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	.	.	法人名	()			
御注意		円				円			
(4)(1)	当 期 繰 入 額	1				9			
「5」欄の「1,000」の分子の空欄には、中小法人租税特別措置法第57条の10第1項に規定する法人をいいます。)が、同項の規定の適用を受ける場合に、その営む主たる事業の区分に応じて次の割合に係る分子の数を記載します。	期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額 (26の計)	2				(9) 前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の数	10		
割賦販売法に規定する割賦販売小売業(飲食店業及び料理店業を含みます。)の分子の空欄には、中小法人租税特別措置法第57条の10第1項に規定する法人をいいます。)が、同項の規定の適用を受ける場合に、その営む主たる事業の区分に応じて次の割合に係る分子の数を記載します。	貸 倒 実 績 率 (20)	3				前3年内事業年度設立事業年度による損失の額等の合計額	11		
卸売及び小売業(飲食店業及び料理店業を含みます。)の分子の空欄には、中小法人租税特別措置法第57条の10第1項に規定する法人をいいます。)が、同項の規定の適用を受ける場合に、その営む主たる事業の区分に応じて次の割合に係る分子の数を記載します。	実質的に債権とみられないものの額を控除した期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額 (28の計)	4	円			令第96条第2項第2号イの貸倒れによる損失の額の合計額	12		
製造業(電気業、ガス業)の分子の空欄には、中小法人租税特別措置法第57条の10第1項に規定する法人をいいます。)が、同項の規定の適用を受ける場合に、その営む主たる事業の区分に応じて次の割合に係る分子の数を記載します。	法 定 の 繰 入 率	5	1,000			損金の額に算入された令第96条第2項第2号ロの貸倒引当金勘定の金額等の合計額	13		
その他の事業(水道業及び修理業を含みます。)の分子の空欄には、中小法人租税特別措置法第57条の10第1項に規定する法人をいいます。)が、同項の規定の適用を受ける場合に、その営む主たる事業の区分に応じて次の割合に係る分子の数を記載します。	繰 入 限 度 額 ((2) × (3)) 又は ((4) × (5))	6	円			損金の額に算入された令第96条第2項第2号ハの貸倒引当金勘定の金額等の合計額	14		
熱供給業の分子の空欄には、中小法人租税特別措置法第57条の10第1項に規定する法人をいいます。)が、同項の規定の適用を受ける場合に、その営む主たる事業の区分に応じて次の割合に係る分子の数を記載します。	公 益 法 人 等 ・ 協 同 組 合 等 の 繰 入 限 度 額 ((2) × (3) × $\frac{116}{100}$) 又は ((4) × (5) × $\frac{116}{100}$)	7	円			益金の額に算入された令第96条第2項第2号ニの貸倒引当金勘定の金額等の合計額	15		
金融及び保険業の分子の空欄には、中小法人租税特別措置法第57条の10第1項に規定する法人をいいます。)が、同項の規定の適用を受ける場合に、その営む主たる事業の区分に応じて次の割合に係る分子の数を記載します。	繰 入 限 度 超 過 額 (1) - (6) 又は (7)	8	円			益金の額に算入された令第96条第2項第2号トの貸倒引当金勘定の金額等の合計額	16		
	一括評価金銭債権の明細								
	勘定科目	期末残高	売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額	(21)のうち税務上貸倒れがあつたものとみなされる額及び売掛債権等に該当しないものの額	個別評価の対象となつた売掛債権等の額及び非適格合併等により合併法人等に移転する売掛債権等の額	連結完結支配がある法人に對する売掛債権等の額	期末一括評価金銭債権の額 (21) + (22) - (23) - (24) - (25)	実質的に債権とみられないものの額	差引期末一括評価金銭債権の額 (26) - (27)
	21	22	23	24	25	26	27	28	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	計								
基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細									
平成10年4月1日から平成12年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	29	円	債 権 か ら の 控 除 割 合 (小数点以下3位未満切捨て) (30) (29)	30	31				
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	30	円	実質的に債権とみられないものの額 (26の計) × (31)	31	32				